

報道発表資料

令和 3 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（宮崎県版）

令和 4 年 12 月

熊本国税局

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査したことにより、**実地調査（特別・一般）の 1 件当たりの申告漏れ所得金額は 926 万円**で過去 10 年間で**2 番目、1 件当たりの追徴税額は 178 万円**で過去 10 年間で**最高**

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 171 件（前事務年度 121 件）、着眼調査が 25 件（同 24 件）であり、簡易な接触の件数は 2,932 件（同 1,402 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 3,128 件（同 1,547 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 1,629 件（同 1,000 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、16 億 2 百万円（同 11 億 9 千 6 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 15 億 8 千 4 百万円（同 11 億 4 千万円）、着眼調査によるものは 1 千 8 百万円（同 5 千 6 百万円）となっています。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、特別調査・一般調査によるものは 926 万円（同 942 万円）、着眼調査によるものは 72 万円（同 232 万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 6 億 2 千 7 百万円（同 9 億 6 千 9 百万円）となっており、調査等合計では 22 億 2 千 9 百万円（同 21 億 6 千 5 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、3億8百万円（同1億9千9百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは3億4百万円（同1億9千3百万円）、着眼調査によるものは5百万円（同7百万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものは178万円（同159万円）、着眼調査によるものは19万円（27万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は5千4百万円（同5千7百万円）となっており、調査等合計では3億6千2百万円（同2億5千6百万円）となっています。



(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	121		24		145		1,402		1,547		
		171	141.3%	25	104.2%	196	135.2%	2,932	209.1%	3,128	202.2%	
申告漏れ等の非違件数	件	108		11		119		881		1,000		
		147	136.1%	13	118.2%	160	134.5%	1,469	166.7%	1,629	162.9%	
申告漏れ所得金額	万円	114,002		5,578		119,580		96,908		216,488		
		158,400	138.9%	1,809	32.4%	160,209	134.0%	62,740	64.7%	222,949	103.0%	
追徴税額	本税	15,942		609		16,551		5,566		22,117		
		25,551	160.3%	466	76.5%	26,017	157.2%	5,345	96.0%	31,362	141.8%	
	加算税	3,344		46		3,390		114		3,505		
		4,810	143.8%	2	4.3%	4,812	141.9%	43	37.7%	4,854	138.5%	
	計	19,286		655		19,941		5,680		25,621		
		30,361	157.4%	468	71.5%	30,828	154.6%	5,387	94.8%	36,216	141.4%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	942		232		825		69		140	
			926	98.3%	72	31.0%	817	99.0%	21	30.4%	71	50.7%
	本税	万円	132		25		114		4		14	
			149	112.9%	19	76.0%	133	116.7%	2	50.0%	10	71.4%
	加算税	万円	28		2		23		0.1		2	
			28	100.0%	0.1	5.0%	25	108.7%	0.1	100.0%	2	100.0%
	計	万円	159		27		138		4		17	
			178	111.9%	19	70.4%	157	113.8%	2	50.0%	12	70.6%

- 注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前年度実績の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、55件（前事務年度81件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、42件（同68件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、3億2千9百万円（同2億9千9百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	2事務年度	3事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 81	件 55	% 67.9
土地建物等	76	50	65.8
株式等	5	5	100.0
② 申告漏れ等の 非違件数	件 68	件 42	% 61.8
土地建物等	63	37	58.7
株式等	5	5	100.0
③ 非違割合 (② / ①)	% 84.0	% 76.4	ポイント ▲7.6
土地建物等	82.9	74.0	▲8.9
株式等	100.0	100.0	0.0
④ 申告漏れ所得金額	万円 29,862	万円 32,907	% 110.2
土地建物等	26,398	19,458	73.7
株式等	3,464	13,450	388.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 369	万円 598	% 162.1
土地建物等	347	389	112.1
株式等	693	2,690	388.2

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 無申告等の調査を重点的に実施したことにより、実地調査（特別・一般）の1件当たりの追徴税額は115万円で過去10年間で最高

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が130件（前事務年度84件）、着眼調査が19件（同17件）であり、簡易な接触の件数は642件（同565件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は791件（同666件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は523件（同447件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、1億5千4百万円（同5千9百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1億4千9百万円（同5千3百万円）、着眼調査によるものは5百万円（同7百万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、特別調査・一般調査によるものは115万円（同62万円）、着眼調査によるものは25万円（同39万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は1億5百万円（同6千2百万円）となっており、調査等合計では2億5千9百万円（同1億2千1百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	84		17		101		565		666		
	130	154.8%	19	111.8%	149	147.5%	642	113.6%	791	118.8%	
申告漏れ等の非違件数	74		16		90		357		447		
	103	139.2%	15	93.8%	118	131.1%	405	113.4%	523	117.0%	
追徴税額	本税	4,316		556		4,871		6,055		10,926	
		12,532	290.4%	381	68.5%	12,912	265.1%	10,247	169.2%	23,159	212.0%
	加算税	962		107		1,069		149		1,218	
	2,405	250.0%	96	89.7%	2,501	234.0%	265	177.9%	2,766	227.1%	
計	5,278		662		5,940		6,204		12,144		
	14,937	283.0%	477	72.1%	15,413	259.5%	10,512	169.4%	25,925	213.5%	
一件当たり	本税	51		33		48		11		16	
		96	188.2%	20	60.6%	87	181.3%	16	145.5%	29	181.2%
	加算税	11		6		11		0.3		2	
	19	172.7%	5	83.3%	17	154.5%	0.4	133.3%	3	150.0%	
計	62		39		59		11		18		
	115	185.5%	25	64.1%	103	174.6%	16	145.5%	33	183.3%	

- 注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
- 2 上段は、前事務年度の計数である。
- 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出者に対する提出依頼を行った件数を含む。
- 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。